

もうひとつの安心をプラス 国民年金基金をご存じですか？

国民年金基金とは・・・

自営業などの方々を対象に、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、老齢基礎年金に上乘せして年金を給付する公的な年金制度です。

国民年金基金の5つのメリット

税制面で優遇

国民年金基金の掛け金はすべて社会保険料として所得から控除され、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

掛け金がお得

年金の受取額が同額の場合、月々の掛け金は一般の個人年金に比べて安くなっています。

何口からでも加入できて、増減も自由

毎月の掛け金の上限である68,000円の範囲内なら何口からでも始められ(ただし、個人型確定拠出年金に加入している場合には、その掛け金と合わせて68,000円が上限)、さらに加入後も増減できます。

ニーズに合った年金設計が可能

いろいろなタイプがあるので、それぞれに合った年金設計ができます。

公的年金だから安心

国民年金基金の支給する老齢年金は、国民年金とともに「国民年金法」で定められた公的年金です。



加入できる人は・・・

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人、農業者年金や付加年金に加入している人は、加入できません。

国民年金本体の保険料納付もお忘れなく！

国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間については基金の掛け金を納付していたとしても、年金または遺族一時金が支給されません。なお、その期間に基金に納付された掛け金は、そのまま加入者の方に還付されます。また、還付された掛け金について既に社会保険料控除の適用を受けている場合、その額について修正申告が必要になりますので、国民年金の保険料も忘れずに納付してください。

年金相談所を開設します

お気軽にご相談を

香川県国民年金基金では、国民年金を含めた年金相談所を開設します。

2月5日(月) 詫間福祉センター1階 第1会議室

6日(火) 高瀬支所3階 301会議室

時間は午前10時～午後4時

問い合わせ

香川県国民年金基金 0120-65-4192

国民年金保険料の納付は

お得な前納制度&口座振替を利用しましょう

1年分、6カ月分など一定期間の保険料をまとめて納めると、保険料が割引されます。毎月納付する手間が省け、納め忘れもありません。また、口座振替で前納すると、さらに割引されます。

口座振替での前納納付を希望される方は、通帳、通帳届出印、年金手帳、納付書をお持ちのうえ、**3月上旬までに**、社会保険事務所または金融機関窓口へお申し込みください。

もうすぐ**申告相談**が始まります

平成18年中に納められた国民年金保険料は、全額所得控除されます。平成18年分「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」がお手元のない方は、次の専用ダイヤルにお問い合わせください。

【平成17年分の所得の申告から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付が義務付けられました】

控除証明書専用ダイヤル 0570-00-9911
3月16日(金)までの午前9時～午後5時(平日のみ)

問い合わせ 善通寺社会保険事務所 国民年金業務・保険料課 0877-62-1660